

2007年度 夏期合同研究

7月18日、港区台場のホテル日航東京で、2007年度東京弁護士会夏期合同研究が開催された。午前中に11の分科会、午後からは2つのテーマで全体討議を行ない、のべ410人が参加した。

第1分科会

「弁護士紹介センターについて」

法律相談センター運営委員会
弁護士業務改革委員会



第1分科会は、今年4月1日に本会に発足した「弁護士紹介センター」をとりあげ、55名（弁護士・修習生：47名、外部：8名）が参加した。

まず、基調報告として、本会前年度副会長の淵上玲子会員より、同センターの成り立ちと運営状況の報告とともに、対象部門・分野の増加、各部門・分野の弁護士名簿の充実、研修体制の確立、広報の強化等が今後の課題であるとの報告がなされた。

続いて、本会前年度副会長の佐瀬正俊会員の司会により、本会の金井重彦会員、岡本貴志氏（東京商工会議所）、竹村勝一氏（中小企業基盤整備機構関東支部）、松本英之氏（み

ずほ総合研究所）によるディスカッションが行なわれた。中小企業における法律問題の認識の問題が指摘され、同センターの周知に関連して、中小企業相談員等との提携の有益性を指摘する意見が出された。岡本氏からは、特定のルートからの利用者に対する割引制度などの具体的な意見が出された。その他、中小企業の相談状況、知財関係、事業承継など幅広く議論が交わされた。

本分科会の成果を踏まえ、今後、同センターを拡充し、積極的な利用を促すための取組みを進めていきたい。

（法律相談センター運営委員会副委員長 中川 明子
弁護士業務改革委員会1部会部会長 内野 真一）

第2分科会

「高齢者・障害者の消費者被害」

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会
消費者問題特別委員会



高齢者・障害者は判断力不足などから消費者被害に遭いやすい傾向があるが、事件の性質や被害者の属性から、被害発見や被害救済が難しい分野である。そこで、両委員会の共催で、今回、高齢者・障害者の消費者被害について研究をすることとした。

会員からは、一人暮らしでなくても高齢者がねらわれる傾向にあることや、弁護士への委任についての精神能力と詐欺的金融商品取引の適格についての精神能力が異なること、高齢者等を孤独に置かないようにする制度など、事件や制度を

通じた報告がなされた。

また、東京都から、高齢者の消費者被害防止・被害の早期発見のために高齢者部門と消費者センターの協力体制づくりが進められている旨の報告があった。

今後に向けて、両委員会が、具体的に、高齢者・障害者の支援者への消費者教育、事件への対応を連携していく一歩となる企画になればいいと思う。

（高齢者・障害者の権利に関する特別委員会副委員長／
消費者問題特別委員会委員 森川 清）

第3分科会

「多摩地域における司法の状況と弁護士会 多摩支部の現状～多摩支部10年の歩み～」

多摩支部



■多摩支部の現状

橋本幸一支部長より報告が行なわれた。多摩地域は人口407万人。裁判所の新受件数は、民事・行政が全国10番目、刑事が7番目、家事が4番目、少年が9番目と全国屈指の多さを誇る。1998年に東京三弁護士会多摩支部が設立され、現在支部会員は818名、12の委員会が活動している。来年は支部設置10周年にあたる。

■多摩支部の課題

1 新会館問題

一瀬晴雄二弁支部会員より報告が行なわれた。2009年に裁判所支部が立川に移転するのに伴い、立川に新会館を設置することが検討されている。昨年、東弁は高松駅前の土地3000m²の競争入札に参加したが、この土地はNIPPOが落札した。現在はNIPPOが建設予定の建物の一部を賃借する案が有力だが、東京三会の費用分担、八王子支部会館の存置

問題等、多数の検討課題が残されている。

2 都市型公設事務所設置

井上章夫会員より報告が行なわれた。2009年に本格化する被疑者国選、そして裁判員制度に対応するため、また多摩地区に若手弁護士を根付かせるため、東京弁護士会において多摩パブリック法律事務所（仮称）の設置準備が進められている。2008年2月頃立川駅周辺に開設する予定であり、現在設置場所の検討、所長弁護士の募集等が行なわれている。

3 本庁化問題その他

東・二弁多摩支部は2005年決議に基づき、裁判所の本庁化を求める運動、裁判所八王子支部の存置を求める運動を行っている。運動の内容と今後の展開について中村一郎副支部長及び露木肇子会員より報告が行なわれた。また、小林清二弁支部長より多摩支部10周年記念事業について報告が行なわれた。

（東京弁護士会多摩支部副支部長 福澤 武文）

第4分科会

「生殖医療技術の利用にともなう法的問題」

人権擁護委員会
子どもの権利と少年法に関する特別委員会



第4分科会は、第二東京弁護士会の小町谷育子弁護士を講師にお招きし、「生殖医療技術の利用にともなう法的問題」と題して研究を行なった。

はじめに、若手会員から2つの最高裁判決が紹介された。1つは男性死亡後に保存精子を用いて生まれた子の認知請求を退けた昨年9月4日の第2小法廷判決、もう1つは米国で代理出産を依頼して出生した子の出生届について争われた今年3月23日の判決である。後者は子宮癌を告白した女性タレントが当事者の事例で、ワイドショーなどでも話題になった。

小町谷弁護士からは、2つの判例を踏まえ、憲法上の自己決定権の位置付け、出自を知る権利などの子どもの福祉の視点の重要性などが語られた。

参加した会員からは、最高裁判決に対して賛否両論の意見が出され評価が分かれた。また、不妊治療を行なった経験を踏まえた患者の意識や、死後懐胎子の認知請求を現に行なった実務上の経験などが報告された。今後も両委員会で研究が必要であることが確認され、閉会となった。

（人権擁護委員会委員 古本 晴英）

第5分科会

「使えるぞ！労働審判」

労働法制特別委員会



本号特集（2-9頁）をご参照ください。

第6分科会

「外国人をターゲットにした不当な職務質問の実態～差別的捜査の改善に向けて～」

外国人の権利に関する委員会



近時行き過ぎとも思われる外国人をターゲットとした警察官による職務質問の現状について、出席していただいた3名の外国人から報告がなされた。何らの不審事由もないのに、外国人と見えるという理由だけで、住居や行き先、仕事内容などの質問を繰り返し受けたことや、「奥さんは日本人？どこで知り合ったの？」などといった、およそ職質とは関係ないような質問もされ、不快で恥ずかしい思いをしたなどの経験が生々しく語られた。

続いて、昨年暮れから当委員会が実施した外国人に対する職質アンケートの報告がなされ、外国人に対する差別的な

扱いがなされている実情が明らかにされた。

さらに法律問題として、出席者間において、警職法上の職質要件と、外国人に課せられた入管法上の旅券提示義務および外登法上の登録証提示との関係が議論され、両義務とも職質要件がある場合になされるべきではないかとの意見が有力であった。

今後とも外国人に対する差別的捜査の改善のために、実情を把握しつつ議論を展開していこうとの提言のもと、金竜介委員長の閉会挨拶で終えた。

（外国人の権利に関する委員会委員 荻野 明一）

第7分科会

「組織内弁護士（インハウス・ローヤー）の日米比較」

国際委員会



企業内で働く社内弁護士が、米国及び日本でどのように活躍しているかを紹介する講演・パネルディスカッションを行なった。

1 基調講演

米国シティバンクでの社内弁護士経験を持つルイス・ロイ

ヤー弁護士（日本シティバンク）により、基調講演が行なわれた。

講演では、社内弁護士に求められるスキル・役割、社内弁護士への転職とロイヤー弁護士が社内弁護士となった動機、法律事務所から企業への出向等に関して説明がなされた。また、質疑応答では、米国法務部との関係、出向の効果的な

利用等に関して質問がなされた。

2 パネルディスカッション

名取勝也弁護士（二弁会員、日本IBM）、斜木裕二弁護士（二弁会員、松下電器産業）により、各企業での社内弁護士の役割等について説明がなされた。

その後、国際委員会所属の社内弁護士3人を加えたパネリスト達による質疑応答があり、社内弁護士の法務部以外への配属の可能性、外部弁護士に対する評価のポイント等につき質問及び回答がなされた。

（国際委員会委員 森川 幸）

第8分科会

「電子記録債権法について」

法制委員会



法制委員会は、第8分科会において、電子記録債権法についての講演・研究発表を行なった。講師は、法制審議会電子債権法部会委員を務められた木村拙二氏（愛知産業株式会社監査役）と、筆者である。

電子記録債権制度は、金銭債権について、その取引の安全を確保することによって事業者の資金調達の円滑化等を図る観点から創設されるものであり、電子記録債権法は、本年6月27日に公布され、公布の日から起算して1年6月以内に施行されることとなっている。

分科会においては、筆者が、電子記録債権の法制的側面からの概説を行なった後、木村氏が、利用者となる中小企業の立場から、電子記録債権の法制化は制度の入り口に過ぎず、今後における業務規程等についての実施細目の検討の必要性や、手形における不渡り制度類似の制度導入の必要性があることなどの問題点を指摘され、また、手形レス化社会への中小企業の参加など、電子記録債権制度への中小企業の期待が述べられた。

（法制委員会委員長 米山 健也）

第9分科会

「東京弁護士会における男女共同参画の実現 ～男女共同参画基本施策の策定をめざして～」

両性の平等に関する委員会



基本的人権擁護と社会正義の実現を標榜する弁護士会は、男女共同参画を先頭に立って実現する責務がある。そこで、当会における男女共同参画の現状及びその実現に向けて議論するために、本分科会を開催した。

第1部 パネルディスカッション

飯田隆弁護士（二弁前会長）、藤原真由美弁護士（同前副会長）、齊藤誠会員（日弁連両性の平等に関する委員会委員）をお招きし、二弁ではこの問題を司法改革の一環（女性の司法アクセス障害の解消）と捉え、会員集会等を開催して

合意形成に努めた結果、2007年1月にポジティブアクションを盛り込んだ男女共同参画基本計画を満場一致で可決したこと、日弁連が2007年4月に男女共同参画施策基本大綱を可決したことなどのお話を伺った。

第2部 意見交換

道あゆみ委員のコーディネートにより、参加者の間で、男女共同参画の現状や、現状分析についての意見交換・パネリストとの質疑応答がなされた。

男女共同参画については、様々な意見があるため、会内

で十分に議論を重ね、合意形成する必要がある。会員の皆様には、引き続き活発な議論を行なうことをお願い申し上げます。

げます。

（両性の平等に関する委員会副委員長 野竹 夏江）

第10分科会

「死刑制度～揺れる存廃論議と終身刑導入の是非～」

刑事法対策特別委員会



刑事法対策特別委員会は、3名のパネリストを招いて、「死刑制度～揺れる存廃論議と終身刑導入の是非～」と題する分科会を行なった。

朝日新聞社の法務省担当記者の市川美亜子氏から、最近の死刑執行の現状について報告がなされた。龍谷大学大学院教授の石塚伸一氏から、パワーポイントを使って、終身刑の導入の是非について、諸外国の現状を紹介しつつ報告がなされ、仮釈放なしの終身刑は重罰化するだけなので強く反対す

る旨の意見を表明された。元仙台矯正管区管区長の北条正之氏からは、死刑執行に関わった経験談を通して現場の刑務官の苦労や悩みが報告され、矯正現場の経験から終身刑の導入に反対である旨が表明された。

その後、参加者と3名のパネラーとの間で質疑応答や討論がなされ、極めて活発な議論が行なわれた有意義な分科会であった。

（刑事法対策特別委員会委員長 山下 幸夫）

第11分科会

「集団的自衛権と解釈改憲～諮問会議という手法の危うさ～」

憲法問題等特別委員会



憲法問題等特別委員会では、上記テーマのもと、水島朝穂教授（早稲田大学法学部）を講師として、分科会を担当した。参加者は、下河邊和彦会長を始めとして29名であり、分科会としては盛況であった。

講演の要旨は、以下のとおりである。

1 この問題については、憲法の平和主義をめぐる環境変化という視点からみると、実は、冷戦の終結により大規模な軍事力保持の正当化根拠が問われ「挙証責任の転換」が生じたのであるが、これが、9.11以降のテロとの戦いの中で、（警察と軍事を故意に混同しつつ）あいまい化され、米ブッシュ政権下で「恒常的非常（戦争）事態」の宣言、「先制自衛 preemptive strike」の正当化が主張されるに至っているという背景事情がある。

2 現行憲法下において集団的自衛権の行使を容認するという、政府解釈の変更（解釈改憲）は、①憲法改正と解釈改憲の両面作戦であり政治的に拙劣だが、さらに、②その諮問会議を使うという手法において、国会軽視、内閣（法制局）軽視、政党（与党）自身の軽視と、三重に立憲主義の根幹を揺るがすものであり、また、③提起されている集団的自衛権行使の4類型は、まやかしの多い議論である。

意図するところは、本来の集団的自衛権すら超えた、「先制自衛」への参加、協力である。

以上、2時間枠の講演と質疑を極めて要約したので、要約責任は筆者にあることを付言しておきます。

（憲法問題等特別委員会事務局長 平出 一栄）

全体討議 《第1部》

「裁判員裁判における法廷技術 ～もはや書面に頼る時代ではない！～」

法曹三者合同による模擬裁判員裁判が全国的に実施されているが、そのうち2006年に実施された裁判の様子を部分的にビデオ上映し、冒頭陳述（公判前整理手続に付された事件では弁護側も冒頭陳述を実施・刑訴法316条の30）や弁論について、壇上のパネラーが、自身の感想や、実際にその場にいた裁判員役の一般市民の感想などを紹介した。

検察官は、パネルや図表を駆使するパターン、それらをまったく使わないパターン、裁判員にあらかじめ書面を配る場合、事後に配る場合等、さまざまな方法を試行錯誤しているという。

弁護側も、パワーポイントやフリップを効果的に利用し、ときには、検察官の主張する真犯人の逃走経路を「実演」するなど、創意工夫を凝らしている。

しかし、参加した裁判員からは、全体として情報過多で、よくわからなかった、という声が多くあがっていたようだ。

弁護側が犯罪事実そのものの存否を争点とした場合には、犯罪事実「あり」とされると、犯人性についてほとんど議論されずに有罪の結論になった例もあるという。



「被告人は若年である」「犯行は計画的ではない」という情状が、裁判員には必ずしも被告人の量刑を軽くする資料として作用しないなど、裁判員裁判に備えて弁護人が心しておくべき実態も数多く報告された。

「パワーポイントの使い方＜超初級編＞」という実践的な講義も盛り込まれ、得るところの多い網羅的な合同討議であった。

（裁判員制度センター委員 鹿野 真美）

全体討議 《第2部》

「あなたは大丈夫!? 弁護士がトラブルに巻き込まれないために」

弁護士は、他人様のトラブルを解決するのが本業だが、近年、弁護士自身がトラブルの当事者になるケースが増加している。午後の全体討議第2部は、「弁護士がトラブルに

巻き込まれないためにどのようにすればよいか」をテーマに討議が行われた（司会は岡田康男、田代奈美）。

前半は、関連する5委員会（市民窓口、紛議調停、弁護士倫理特別、弁護士業務妨害対策特別、非弁提携弁護士対策本部）のベテランの委員5名（飯野紀夫、勝野義孝、山田裕祥、中村裕二、吉田健）の方々にコメンテーターとして現場からの生々しいレポートをしていただき、後半は、前半のレポートをふまえて、コメンテーターと参加者を含めて質疑応答が行われた。

誌面の都合で詳細を報告できないのが残念であるが、その一部をご披露する。市民窓口委員会からは、事件処理の仕方、報告不足、説明不足、報酬問題のクレームが多い、紛議調停委員会からは、弁護士報酬をめぐるトラブルに焦



点を合わせた詳細な報告があり、弁護士倫理特別委員会からは、遺言執行者と利益相反の問題、不動産業者から紹介料をもらうことの問題点、弁護士業務妨害対策特別委員会からは、人格障害者を依頼者あるいは相手方として関わった場合の問題点、非弁提携弁護士対策本部からは、非弁業者に関わる弁護士数が増加していることと、その問題点等が報告された。

その後、人格障害者の依頼を受任拒否できるかなど、いくつかの現実的で切実な問題について活発な議論が交わされた。



トラブルに巻き込まれない基本的なコツは、市民窓口委員会が作成した要約コメントが参考になる。コメントは、①依頼者や相手方との密なるコミュニケーションをとる②説明を十分にする③いつも誠実な態度でいる④事件処理を素早くする⑤お金の処理を明朗にする、ことがコツであると説明している。また、トラブルに巻き込まれたときは、1人悩むことなく早期に友人や知人の弁護士または弁護士業務妨害対策特別委員会に連絡をして、そのアドバイスやサポートを受けながら対応することがとても効果的である。

ところで、弁護士がトラブルに巻き込まれることを恐れ、萎縮し、消極的な姿勢に終始していたのでは、弁護士の本来の役割を全うすることはできない。トラブルの可能性があったとしても、紛争の解決に向けて立ち向かう勇気が必要であり、そしてその勇気を支えるものは、人間としての正直さと誠実さなのかも知れない。筆者自身、司会者として関わらせていただいたが、学ぶことの多い討議であった。

(弁護士倫理特別委員会委員 岡田 康男)